

積立式定期預金（個人のお客さま向け）

2018年6月1日現在適用中

項 目	内 容										
1. 商 品 名	積立式定期預金										
2. 販 売 対 象	個人の方										
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般型 1年以上 ・ 目標型 4ヵ月以上10年以内（据置期間3ヵ月を含みます。） 										
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<p>随時預入</p> <p>1回あたり 1円以上300万円未満</p> <p>1円単位</p>										
5. 払戻（解約） 方 法	<p>以下の3通りの方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全額解約 お預入れ全額を一括して払戻します。 ② 個別解約 お預入れ単位ごとに払戻します。 ③ 一部概算解約 お客さまのご希望の払戻金額以上になるまで払戻します。 										
6. 利 息 (1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般型 預入日における期日指定定期預金の店頭表示利率を適用します。 ・ 目標型 預入日における下表の定期の店頭表示利率を適用します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入日（継続日）から目標日（満期日） までの期間</th> <th style="text-align: center;">適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3年3ヵ月以上</td> <td style="text-align: center;">期日指定定期預金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年超～3年3ヵ月未満</td> <td style="text-align: center;">スーパー定期1年もの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上3年以下</td> <td style="text-align: center;">期日指定定期預金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: center;">スーパー定期</td> </tr> </tbody> </table>	預入日（継続日）から目標日（満期日） までの期間	適用利率	3年3ヵ月以上	期日指定定期預金	3年超～3年3ヵ月未満	スーパー定期1年もの	1年以上3年以下	期日指定定期預金	1年未満	スーパー定期
預入日（継続日）から目標日（満期日） までの期間	適用利率										
3年3ヵ月以上	期日指定定期預金										
3年超～3年3ヵ月未満	スーパー定期1年もの										
1年以上3年以下	期日指定定期預金										
1年未満	スーパー定期										
(2)計 算 方 法	期日指定定期預金あるいはスーパー定期の計算方法を適用します。										
7. 手 数 料	特に定めはありません。										
8. 課 税 方 式	<p>分離課税（税率20%）</p> <p>※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。</p> <p>マル優でのお取扱いもできます。</p>										
9. 付加できる 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金等からの自動振替によるお預入れが可能です。 ただし、自動振替によるお預入れは5,000円以上1,000円単位となります。 ・ 自動振替によるお預入れに関しては、年1回または年2回の増額預入も可能です。 										
10. 中途解約時の 取 扱 い	満期日前に解約する場合には、積立式定期預金規定に基づき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。										
11. 金利情報の 入 手 方 法	窓口までお問い合わせください。										

12. その他参考 となる事項	満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
13. お客さまへの 重要説明事項	当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室（TEL 0570-017109 または 03-5252-3772）

